

堺市職員の特殊勤務手当に関する条例及び堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

(堺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成8年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号中「相談指導業務」を「相談援助業務」に、「指導する」を「援助を行う」に改める。

(堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正)

第2条 堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。